

平成 28 年改正のポイント

【全ての N P O 法人の皆様へ】

①事業報告書等を事務所に備え置く期間の延長

「翌々事業年度の末日まで」(約 3 年間)から、「作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」(約 5 年間)となります(法第 28 条関係)。

適用日 平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に関する書類

例) 4 月～3 月を事業年度とする法人は、平成 29 年度の事業報告書等から

対象書類 前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿(前事業年度末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名等を記載した書面)(法第 28 条第 1 項の書類)

また、所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去 5 年間に提出された書類となります(法第 30 条関係)

②貸借対照表の公告

毎年度、貸借対照表を公告する方式となり、「資産の総額」の登記が不要となります。(法第 28 条の 2 関係)

公告方法は、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告(法人の HP 等)、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置(法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示)から選択します。また、公告方法は定款で定める必要があります。

別紙「貸借対照表の公告が必要になります」もご覧ください。

適用日 別途、政令で定める日(公布の日から 2 年 6 か月以内) からとなり、それまでは「資産の総額」の登記が必要です。

③内閣府 N P O 法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

N P O 法人や所轄庁は、N P O 法人の信頼性の更なる向上を図るため、内閣府 N P O 法人ポータルサイトにおいて積極的な情報の公表に努めるようお願いします(法第 72 条第 2 項関係)。

適用日 改正法の公布の日(平成 28 年 6 月 7 日)

参 考 内閣府 N P O 法人ポータルサイトご利用について

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

【認定・仮認定NPO法人の皆様へ】

④役員報酬規程等を事務所に備え置く期間の延長

「翌々事業年度の末日まで」(約3年間)から、「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」(約5年間)となります(法第54条第2項関係)。

適用日 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する書類及び平成29年4月1日以後に行われる助成金の支給に係る書類から

例) 4月～3月を事業年度とする法人は、平成29年度の役員報酬規程等及び平成29年度に行う助成金の支給から

対象書類 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程など法第54条第2項第2号～第4号の書類及び助成金の支給を行った際の実績書類(法第54条第3項)また、所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります(法第56条関係)。

⑤海外送金等に関する書類が事後提出に

200万円を超える海外への送金又は金銭の持ち出しに関する書類については、その都度所轄庁への事前提出が必要でしたが、金額にかかわらず、毎事業年度1回の事後提出となります(旧法第54条第4項等関係)。

適用日 施行日の平成29年4月1日を含む事業年度の200万円超の海外送金等は従来どおり事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要となります。

例) 4月～3月を事業年度とする法人は、平成29年度中の200万円超の海外送金等については従来どおり事前の書類作成等が必要となります。

⑥仮認定NPO法人の名称変更

「仮認定特定非営利活動法人」が「特例認定特定非営利活動法人」と変更となります。なお、特例認定を受けるための基準に変更はありません。また、既に仮認定を受けている法人は、施行日(平成29年4月1日)以後は、特例認定を受けた法人とみなされ、有効期間は、仮認定の有効期間の残りの期間となります。

適用日 施行日(平成29年4月1日)

以上